



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内譲渡の最新スケジュールや、適正飼養の知識、お知らせ等をお届けする情報紙です。

愛護センターや保健所など行政からの譲渡です!



- 譲渡を受けるには、まず譲渡前講習会を受ける必要があります
- 群馬県、前橋市、高崎市いずれも事前予約が必要です
- 詳細は譲渡案内ちらしをご覧ください

譲渡前講習会カレンダー

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 前	3	4 前	5	6
7	8	9 前	10	11 群前	12	13
14	15	16 前	17	18 群前	19	20
21	22	23 前	24	25 前	26	27 群
28	29	30 前				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 前	3	4
5	6	7 前	8	9 前	10	11 群
12	13	14 前	15	16 前	17	18
19 前	20	21 前	22	23 前	24	25 群
26	27	28 前	29	30 群前	31	

※既に予約が満員の場合や、日程が変更になる場合がありますので、最新情報はホームページやお問い合わせでご確認ください

群

群馬県動物愛護センター



前

前橋市保健所衛生検査課



高崎市動物愛護センター
(個別予約制)



群馬県動物愛護管理条例が改正

新しいルールができるんだね



令和6年度から群馬県動物愛護管理条例が改正され、飼い主の皆様にも新たに努力義務が課されます。今回は、飼い主の皆様に関わる内容を中心に、改正のポイントを紹介します。

どんなことが努力義務になるの？

今回の改正では、主に以下の3点が飼い主の努力義務(飼い主が努力しなければならないこと)として条例に定められました。

- ◆ 多頭飼育問題を解消するため動物を適切な頭数で飼育すること
- ◆ 犬が社会に順応できるよう飼い犬に適切なしつけやトレーニングを行うこと
- ◆ みだりな繁殖・地域の環境悪化を防ぐため飼い猫は原則として屋内で飼育すること



いつから努力義務になるの？

努力義務に関する規定は令和6年10月1日から施行されます。

そのほかの改正内容についても知りたい!

紹介した以外にも、
・地域猫活動に関する努力義務の規定
・群馬県が収容した負傷動物の返還手数料の新設などの改正が行われます。

改正内容の詳細は、群馬県のHPに掲載されています。詳しくは右の二次元コードから!!



群馬県ホームページ

※前橋市・高崎市は群馬県動物愛護管理条例の適用外(一部を除く)で、各市の条例が適用されます。

見直そう!!



新たに飼い主の努力義務となった内容は、ペットの適切な飼い方として推奨されているものです。飼い主の皆様は、この機会にペットの飼い方を見直してみましよう。

詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください!

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先:

食品・生活衛生課
027-226-2442

